

第 6 1 号 議 案

令 和 元 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 )

## 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度亀岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 211, 600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36, 836, 800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和2年3月4日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 10,040,937	千円 40,200	千円 10,081,137
	1 市民税	4,593,763	△7,000	4,586,763
	2 固定資産税	4,449,868	31,000	4,480,868
	3 軽自動車税	250,250	3,100	253,350
	4 市たばこ税	512,359	11,000	523,359
	6 入湯税	20,458	△500	19,958
	7 都市計画税	214,239	2,600	216,839
10 地方特例交付金		96,000	114,455	210,455
	4 子ども・子育て支援臨時交付金	0	114,455	114,455
13 分担金及び負担金		369,800	650	370,450
	1 分担金	8,370	650	9,020
14 使用料及び手数料		760,936	7,024	767,960
	2 手数料	430,516	7,024	437,540
15 国庫支出金		5,062,358	533,400	5,595,758
	1 国庫負担金	3,323,561	△8,638	3,314,923
	2 国庫補助金	1,716,927	542,004	2,258,931
	3 国庫委託金	21,870	34	21,904
16 府支出金		3,049,490	△82,501	2,966,989
	1 府負担金	1,293,994	△19,832	1,274,162
	2 府補助金	1,527,423	△45,511	1,481,912
	3 府委託金	228,073	△17,158	210,915
17 財産収入		429,979	△97,545	332,434
	1 財産運用収入	8,014	1,534	9,548
	2 財産売却収入	421,965	△99,079	322,886

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		千円 885,100	千円 266,550	千円 1,151,650
	1 寄附金	885,100	266,550	1,151,650
19 繰入金		1,217,405	49,159	1,266,564
	2 基金繰入金	1,071,052	51,790	1,122,842
	3 財産区繰入金	10,438	△2,631	7,807
20 繰越金		538,605	15,250	553,855
	1 繰越金	538,605	15,250	553,855
21 諸収入		667,689	△102,242	565,447
	1 延滞金加算金及び過料	30,739	△12,739	18,000
	6 雑入	624,231	△89,503	534,728
22 市債		3,651,300	467,200	4,118,500
	1 市債	3,651,300	467,200	4,118,500
歳入合計		35,625,200	1,211,600	36,836,800

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 293,373	千円 △2,256	千円 291,117
	1 議会費	293,373	△2,256	291,117
2 総務費		5,045,103	△32,363	5,012,740
	1 総務管理費	4,073,477	△132,126	3,941,351
	2 徴税费	382,679	2,332	385,011
	3 戸籍住民基本台帳費	106,823	12,445	119,268
	4 選挙費	98,548	△19,683	78,865
	5 統計調査費	9,929	△890	9,039
	7 環境交通対策費	337,680	105,559	443,239
3 民生費		13,335,285	331,639	13,666,924
	1 社会福祉費	6,801,922	403,585	7,205,507
	2 児童福祉費	5,174,543	△71,946	5,102,597
4 衛生費		2,885,945	△54,020	2,831,925
	1 保健衛生費	1,336,297	△57,251	1,279,046
	2 清掃費	1,549,648	3,231	1,552,879
6 農林水産業費		1,050,217	△46,274	1,003,943
	1 農業費	825,491	△46,724	778,767
	2 農地費	145,112	△1,040	144,072
	3 林業費	77,447	2,172	79,619
	4 水産業費	2,167	△682	1,485
7 商工費		961,805	△654	961,151
	1 商工費	961,805	△654	961,151
8 土木費		3,984,138	35,583	4,019,721
	2 道路橋梁費	562,972	91,798	654,770

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 41,015	千円 59	千円 41,074
	3 河川費	41,015	59	41,074
	4 都市計画費	3,136,516	△46,638	3,089,878
	5 住宅費	222,832	△9,636	213,196
9 消防費		1,280,949	2,756	1,283,705
	1 消防費	1,280,949	2,756	1,283,705
10 教育費		2,536,864	985,451	3,522,315
	1 教育総務費	334,731	901	335,632
	2 小学校費	764,446	708,527	1,472,973
	3 中学校費	433,322	162,880	596,202
	4 幼稚園費	131,915	△1,655	130,260
	5 社会教育費	802,922	114,798	917,720
11 災害復旧費		46,823	12,216	59,039
	2 公共土木施設災害復旧費	5,337	12,216	17,553
12 公債費		4,173,395	△20,478	4,152,917
	1 公債費	4,173,395	△20,478	4,152,917
歳 出 合 計		35,625,200	1,211,600	36,836,800

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業 (大井小学校校舎) (詳徳小学校校舎)	900,224	令和元年度	360,128
				令和2年度	0
				令和3年度	540,096

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティ推進事業	千円 86,460
		情報化推進事業	1,260
	7 環境交通対策費	環境保全対策事業	12,000
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	19,180
4 衛生費	1 保健衛生費	水道安全対策事業出資	20,300
	2 清掃費	し尿処理施設管理事業	29,200
6 農林水産業費	2 農地費	農村地域防災減災事業	10,010
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	14,509
8 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	114,888
		舗装改良事業	48,466
		橋梁整備事業	17,948
	4 都市計画費	JR千代川駅関連整備事業	58,400
		土地区画整理事業	114,600
		街路整備事業	126,588
		公園整備事業	62,112

款	項	事業名	金額
			千円
10教育費	2小学校費	情報教育推進事業	343,450
	3中学校費	情報教育推進事業	163,203
	5社会教育費	文化財保護事業	1,969
11災害復旧費	1農林水産施設 災害復旧費	過年林業用施設 災害復旧事業	20,000
	2公共土木施設 災害復旧費	過年公共土木施設 災害復旧事業	12,216
		現年公共土木施設 災害復旧事業	5,337

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス運行 業務委託経費	令和元年度から 令和2年度まで	千円 25,327
市道高野林14号線 人道橋改良事業	令和元年度から 令和2年度まで	24,312
亀岡川東学園スクールバス 運行業務委託経費	令和元年度から 令和2年度まで	18,439



## 第5表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活動拠点 施設整備事業	千円 43,200 (ただし、発行価格が額面 金額を下まわるときは、そ の発行価格差減額をうめ るため必要な金額をこれ に加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債 を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金等につ いて、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
過年発生公共土木 施設災害復旧事業	4,100	〃	〃	〃
計	47,300			

### 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境保全施設整備事業	千円 4,000 (ただし、発行 価格が額面 金額を下まわ るときは、そ の発行価格差 減額をうめる ため必要な 金額をこれに 加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる 短期債を起こ すことができる。	5% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還若しくは 低利に借換え することがで きる。	千円 12,000 (ただし、発行 価格が額面 金額を下まわ るときは、そ の発行価格差 減額をうめる ため必要な 金額をこれに 加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる 短期債を起こ すことができる。	5% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還若しくは 低利に借換え することがで きる。
社会福祉施設整備事業	5,900	〃	〃	〃	6,600	〃	〃	〃
水道事業	65,200	〃	〃	〃	20,500	〃	〃	〃
土地改良事業	27,600	〃	〃	〃	35,500	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	161,900	〃	〃	〃	193,200	〃	〃	〃
都市計画事業	1,498,400	〃	〃	〃	1,412,900	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	94,000	〃	〃	〃	504,000	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	136,100	〃	〃	〃	217,200	〃	〃	〃
文化財保護施設整備事業	9,400	〃	〃	〃	20,500	〃	〃	〃
計	3,651,300				4,071,200			